独立行政法人国立青少年教育振興機構施設使用料金等規程

独立行政法人国立青少年教育振興機構規程第5-2号 平成 19 年 7 月 1 日一部改正 平成 21 年 3 月 12 日一部改正

平成18年4月1日

平成 23 年 10 月 1 日一部改正 平成 24 年 4 月 1 日一部改正 平成 25 年 4 月 1 日一部改正 平成 26 年 4 月 1 日一部改正 平成 29 年 4 月 1 日一部改正 平成 29 年 10 月 1 日一部改正 令和元年 10 月 1 日一部改正 令和 3 年 11 月 29 日一部改正

令和4年4月1日一部改正 令和4年9月30日一部改正 令和5年2月1日一部改正 令和6年4月1日一部改正 令和6年10月25日一部改正 令和7年2月19日一部改正

第1条 独立行政法人国立青少年教育振興機構利用規則(以下「利用規則」とい う。)第5条に基づく施設使用料並びにこれらの納付手続き等については、こ の規程の定めるところによる。

- 第2条 国立オリンピック記念青少年総合センター(以下「センター」という。) の施設使用料は、次のとおりとする。
 - 一 研修施設利用に係る施設使用料 (プール利用を除く。) は、第1-1表及 び第1-2表のとおりとする。
 - プール利用に係る施設使用料は、第2表のとおりとする。
 - 宿泊施設利用に係る施設使用料は、第3表のとおりとする。
 - 四 利用規則第2条第3項により利用する場合の施設使用料は、所長が別に 定める。
 - 五 駐車場利用に係る施設使用料は、第1-3表のとおりとする。
 - 六 第一号から第五号に規定する施設以外の施設(以下「パブリックスペー ス」という。)の利用に係る施設使用料は、第1-4表のとおりとする。
- 2 前項第一号から第三号の施設使用料の適用は、次により行うものとする。
 - 一 青少年及び青少年教育関係者の料金を適用するもの
 - 青少年及び青少年教育関係者が研修に利用する場合
 - イ 学校その他の教育機関が研修に利用する場合
 - ウ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第3項に 規定する「公益法人」及びこれに類する団体(アに規定する団体を除く。) が青少年に対する研修又は青少年教育の振興を図るための研修に利用す る場合
 - エ その他の団体、官公庁、企業等が行う研修で青少年教育の振興に資する ものと所長が特に認める場合。
 - 一般の料金を適用するものは、前号に掲げる団体以外の団体が研修に利 用する場合
- 第3条 国立青少年交流の家及び国立青少年自然の家(以下「地方施設」とい う。)の施設使用料は、第4表のとおりとする。
- 2 地方施設において、研修の講師その他の者が業務上宿泊するために設置し ている宿泊室(以下「講師等宿泊室」という。)を利用する場合の施設使用料

は、第5表のとおりとする。

- 3 講師等宿泊室を利用する場合には、前項及び第1項に定める施設使用料を 併せて徴収する。
- 4 第5表に定める講師等宿泊室に係る施設使用料の適用については、各施設 の所長が定めるものとする。
- 5 地方施設において、第6表に定める宿泊施設を利用する場合の施設使用料 は、同表のとおりとする。
- 6 前項の宿泊施設を利用する場合には、前項及び第1項に定める施設使用料 を併せて徴収する。
- 7 第6表に定める施設使用料の適用については、所長が定めることができるものとする。
- 第4条 前条に定めるもののほか、地方施設の施設利用料は、理事長と当該施 設の所長が協議して定めるものとする。
- 第5条 センターの施設使用料の納付手続き等は、次のとおりとする。
- 2 第2条に定める施設使用料は、センターの発行する請求書により納付し、 又は来所のうえ原則として、収納窓口に現金で納付するものとする。
- 3 前項の規定により納付した施設使用料は、還付しないものとする。ただし、 天災その他利用者の責に帰すべきことのできない事由により施設を使用できなくなったときは、この限りでない。
- 第6条 地方施設の施設使用料の納付手続き等は、次のとおりとする。
- 2 第3条に定める施設使用料は、地方施設の発行する請求書により、原則と して指定機関で納付し、又は地方施設の所定窓口において納付するものとす る。
- 3 前項の規定により納付した施設使用料は、還付しないものとする。ただし、 天災その他利用者の責に帰すべきことのできない事由により施設を使用でき なくなったときは、この限りでない。
- 第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に 定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年7月1日から施行する。ただし、改正後の第3条、第5条及び第6条の規定は、平成19年10月1日に入所する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成21年3月12日から施行する。ただし、改正後の第2条及び第6条の規定は、平成21年10月1日に入所する団体から適用する。

附則

1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第1-1表及び第1-2表については、平成24年3月1日に入所する団体から適用する。

2 改正後の第3条の規定は、平成24年7月1日に入所する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2表については、平成24年5月1日に利用する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1-1 表、第 1-2 表及び第 3 表については、平成 29 年 9 月 1 日に利用する団体から適用する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。ただし、第6表については、平成30年10月1日に利用する団体から適用する。

附則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年11月29日から施行する。ただし、第2表は、令和4年4月1日に利用する団体から適用する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第4表は、令和5年4月1日に利用する団体から適用する。

附則

この規程は、令和4年9月30日から施行する。ただし、第7表は、令和5年4月 1日に利用する団体から適用する。

附則

この規程は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 1 - 1 表、第 1 - 2 表、第 1 - 3 表及び第 1 - 4 表については、令和 5 年 4 月 1 日に利用する団体から適用する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第4表については、令和6年4月1日に利用する団体から適用する。

附則

この規程は、令和6年10月25日から施行する。ただし、第1-1表、第1-2

表及び第3表については、令和7年4月1日に利用する団体から適用する。

附則

この規程は、令和7年2月19日から施行する。

4丌1/多	研修に利用する施設		主小仁地去	利用団体等の区分		
施設名	室 名	時間	青少年教育 関係者等	一般	備考	
		午前	58,830円	128,520円		
	国際会議室	午後	67, 280円	147,030円		
		夜間	77, 360円	169,040円		
レセ	フ゜ションホール	F-24-	E0 500H	150 400H	T	
	レセフ゜ションホール	午前	72,590円	158, 400円	4	
	(全体)	午後	82, 490円	179, 300円		
		夜間 午前	95, 150円	207, 330円		
	1/3使用の場合	午後	24, 180円 27, 500円	52,790円 59,760円	-	
	1/3使用奶奶日	夜間	31,710円	69, 120円	=	
		午前	48, 390円	105,600円		
	2/3使用の場合	午後	55,010円	119, 540円	1	
	-/- 52/14 - 532 [夜間	63, 420円	138, 240円		
	•	午前	21,990円	48,030円		
国際交流棟	第 1 ミーティングルーム	午後	24, 930円	54,630円		
当际父师保		夜間	28,770円	62,880円		
	foto a simple significant and a significant and	午前	11,910円	26,030円		
	第2ミーティングルーム	午後	13,740円	29,880円	4	
<u> </u>		夜間 午前	15,950円 2,190円	34,830円 4,770円		
	特別室 1	午般	2, 750円	6,230円	1	
	14/44-77-7	夜間	3,110円	6,600円	1	
		午前	2,570円	5,690円		
	特別室 2	午後	3,110円	6,600円		
		夜間	3,290円	6,960円		
	杜田(午前	3,480円	7,520円	4	
	特別室3	生 生 生 一 一 一 一 一 一	4, 200円 4, 380円	9, 150円 9, 720円		
_		午前	1,650円	3,480円		
	特別室4	午後	1,830円	4020円	=	
	14%411	夜間	2,010円	4, 380円	1	
		午前	2,570円	5,690円		
	20人室	午後	3,110円	6,600円		
		夜間	3, 290円	6,960円		
	会議室・	午前	3,110円	6,600円	4	
	20人室	生 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	3,840円 4,020円	8, 430円 8, 790円	=	
		午前	3,110円	6,600円		
	40人室	午後	3,840円	8,430円	1	
		夜間	4,020円	8,790円	1	
	パソコン対応	午前	5,510円	11,910円		
	40人室	午後	6,410円	14,100円		
	(103号室)	夜間	7,140円	15,410円		
		午前	5,510円	11,910円		
センター棟	80人室	午後	6,410円	14,100円		
L ファ 1末		夜間	7,140円	15,410円		
		午前	8,240円	17,960円		
	120人室	午後	10,260円	22,370円		
		夜間	11,180円	24, 180円		
		午前	11,550円	25,110円	_	
	160人室	午後	14,280円	31,160円	_	
		夜間	15,590円	33,900円		
		午前	14,490円	31,710円		
	200人室	午後	18,330円	39,960円	_	
		夜間	19,800円	43,080円		
		午前	18,960円	40,880円		
	300人室	午後	23,640円	51,510円	_	
		夜間	25, 490円	55, 370円		
		午前	24,750円	54,090円		
	大体育室	午後	30,400円	66, 360円	_	
		夜間	32,990円	72,230円		
		午前	12,470円	27, 320円		
	第1~第3体育室	午後	15,410円	33, 360円		
スポーツ棟 ―		夜間	16,500円	36,110円		
- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		午前	4200円	9, 150円		
	第4,第5体育室	午後	5,690円	12,270円	_	
		夜間	6,050円	13, 190円		
		午前	3,110円	6,600円	_	
	第1研修室	午後	3,840円	8,430円	_	
		夜間	4,020円	8,790円		
			•	*		

Ĭ	研修に利用する施設		利用団体等の区分		
施設名	室名	時間	青少年教育 関係者等	一般	備考
		午前	2,570円	5,690円	
	第2研修室	午後	3,110円	6,600円	
		夜間	3,290円	6,960円	
スポーツ棟		<u> </u>	1,730円		10:00~12:00
	テニスコート	2	1,730円		13:00~15:00
		3	1,730円		15:30~17:30
		4	2,040円		18:00~20:00
4V 11 	松井寺	午前	4,030円		
桜花亭	桜花亭	午後 夜間	5,130円		
	大ホール	1文间	5, 490円	11,970円	
	大ホール		第1-	2表参照	
		午前	1,650円	4, 350円	
	小楽屋	午後	1,830円	4,550円	
		夜間	2,010円	4,920円	
	L.vév 🖂	午前	1,830円	4,820円	
	大楽屋	午後	2,010円	5,000円	
		夜間 午前	2,370円 3,110円	5,810円 8,190円	
	楽屋S	午後	3,660円	9, 120円	
	7年5	夜間	3,840円	9,410円	
		午前	2,570円	6,030円	
	楽屋事務室	午後	3,110円	6,680円	
		夜間	3,110円	7,430円	
	投光室	午前 午後	33,540円 37,940円	36, 480円 41, 430円	
		夜間	37,940円	41, 430円	
	小ホール	KIN	01, 010 1	11, 100 1	
	小ホール		第1-	2表参照	
		午前	1,650円	4, 190円	
	楽屋	午後	1,830円	4,440円	
		夜間	2,010円	4,800円	
	楽屋事務室	午前 午後	2,370円 2,750円	6,030円 6,680円	
	来 <u>净</u>	夜間	3,110円	7, 430円	
		午前	64, 350円	70, 220円	
	投光室	午後	73,680円	80,300円	
		夜間	73,680円	80,300円	
	リハーサル室		第1-	2表参照	
カルチャー棟	音楽演劇室	午前	10,460円	22,910円	
	中練習室(大)	午後	12,830円	28, 230円	
		夜間	13, 920円	30,440円	
		午前	7,520円	16,310円	
	中練習室(小)	午後	9, 150円	19,800円	
		夜間 午前	9,900円 4,020円	21,630円 8,790円	
	小練習室	午後	5,310円	11, 360円	
	7 ///N FI	夜間	5,690円	12,270円	
		午前	4,020円	8,790円	
	音楽室	午後	5,310円	11,360円	
		夜間 午前	5, 690円 4, 020円	12,270円 8,790円	
	演劇室	午後	4,020円 5,310円	11,360円	
	IAMIZ.	夜間	5,690円	12,270円	
		午前	3,660円	7,880円円	
	工芸室	午後	4,380円	9,720円	
		夜間	5,130円	11,000円	
	美術室	午前 午後	3,660円 4,380円	7, 880円 9, 720円	
	大州王	夜間	5, 130円	11,000円	
		午前	3, 290円	6,960円	
	和室	午後	4,020円	8,790円	
		夜間	5,130円	9, 150円	
	묘구고 나	午前	7,520円	16,310円	
	展示コーナー	午後 夜間	9, 150円 9, 900円	19,800円 21,630円	
		午前	14,670円	15,890円	本料金が適用されるピア
	ピアノ貸出	午後	16,500円	18,030円	ノは、大・小ホール及び
		夜間	16, 500円	18,030円	リハーサル室の使用に限
D棟	さくら	1)	16,200円	29,600円	
D N		2	21,100円		
野外活動広場	野外活動広場	① ②	13,900円 13,900円		

第1-2表

センターのカルチャー棟大・小ホール及びリハーサル室利用に係る施設使用料

室 名	利用団体等の区分	午 前	午 後	夜 間	全日
大ホール	青少年教育関係者等	68, 550円	114,030円	149, 420円	308,000円
(全室)	一般	180,390円	283,800円	365, 550円	705, 470円
(舞台)	青少年教育関係者等	29, 340円	49,860円	62,880円	131,810円
(姓口)	一般	77, 180円	124,080円	153,870円	301,970円
小ホール	青少年教育関係者等	43,800円	72,590円	94,610円	195,800円
(全室)	一般	111,270円	176, 360円	226, 230円	436, 880円
(舞台)	青少年教育関係者等	22,910円	38, 130円	49,680円	102,660円
(姓口)	一般	58, 190円	92,670円	118,770円	229,050円
リハーサル室	青少年教育関係者等	13,560円	22, 170円	29,340円	60, 320円
グバーリル重	一般	29, 520円	48, 390円	63,780円	120,630円

備考

- ・ 本表は、午前、午後又は夜間の別における一区分の料金である。 (テニスコートを除く。)
- 2 国際交流棟レセプションホールを分割利用する団体が、施設使用料納付後に残りの分割部分を追加する場合の施設使用料は、追加利用部分に係る分割料金を徴収するものとする。

第1-3表

センターの駐車場利用に係る施設使用料

区分	使月	- 備考	
四 刀	地下駐車場 バス及び大型車輌駐車場		
入庫してから8時間未満	30分毎 300円	1時間毎 750円	入庫してから30分 未満で出庫する場合
入庫してから8時間を超える時間に ついて	30分毎 100円	1時間毎 250円	は無料

第1-4表

センターのパブリックスペース利用に係る施設使用料

	A THAT TO THE BUILDING
研修に利用する施設	使用料
センターが認めた場所	70円

備考

- ... 【 1 m²・1 時間当たりの使用料単価である。
- 2 施設使用料は、利用する面積・時間数に使用料単価を乗じて得た額とする。

第2表

センターのプール利用に係る施設使用料

研修に利用で	する施設	利用団体等の区分			
施設名	室名	青少年教育関係者等 一般 中学生以下 高校生以上			
スポーツ棟	プール	2,440円	4,880円	190円	510円

備 老

- 1 青少年団体等及び一般の団体の料金は1コース単位とし、利用時間は次の区分とする。
 - イ 10時から12時まで
 - ロ 12時から14時まで
 - ハ 14時から16時まで
 - ニ 16時から18時まで
 - ホ 18時から20時まで
 - へ 20時から22時まで
- 2 中学生以下及び高校生以上の利用料金は1人2時間単位とし、利用時間は9時から22時までとする。
- 3 2時間を超える料金は、1人1時間単位の追加料金として、中学生以下70円、高校生以上240円と する。

第3表 センターの宿泊施設利用に係る施設使用料

宿泊研修に利用する	利用団体等の区分			
宿泊施設	青少年教育関係者等	一般		
A棟	2,900円	5,660円		
B棟(浴室・トイレ無) C棟	2,960円	5,720円		
B棟(浴室・トイレ有)	5,000円	8,000円		
D棟	5,000円	8,000円		

備 考 本表は、利用者1人1泊についての料金である。

第4表

地方施設の施設利用に係る施設使用料

≪本館泊・ロッジ泊≫

		料金	
区分		定名	頂利用
		対象	料金
幼児(年少未満)	0円	_	_
幼児(年少から年長)	300円/泊	4泊以上	900円/期間中
子供(小学生から高校生)	600円/泊	4泊以上	1,800円/期間中
【一部免除】			
要保護・準要保護世帯利用	300円/泊	4泊以上	900円/期間中
※部活・サークルを含む学校利用が対象。			
特別な配慮が必要な子供向けの活動を行う団体利用	300円/泊	4泊以上	900円/期間中
※経済的に困難な子供を支援する団体や障害のある			
子供を支援する団体での利用が対象。			
※当該活動に対して自治体から公的支援を受けて			
いる場合を除く。			
大人	2,500円/泊	_	_
【一部免除】			
大学・短大等の学生利用	1,200円/泊	7泊以上	7,500円/期間中
要保護・準要保護世帯利用	300円/泊	_	_
※部活・サークルを含む学校利用かつ、			
該当する世帯の小学生~高校生に帯同する大人(★)が対象。			
その他、該当する世帯の就学前の子供たちに帯同する			
大人(★)も対象。			
(★):該当する世帯の大人(保護者)に限る。			
特別な配慮が必要な子供向けの活動を行う団体利用	300円/泊	_	_
※経済的に困難な子供を支援する団体や障害のある			
子供を支援する団体での利用が対象。			
※当該活動に対して自治体から公的支援を受けている			
場合を除く。			
※子供たちに帯同、または、子供たちの活動の下見の			
場合が対象。			
長期利用 (7泊以上かつ30人以上の団体利用)	1,200円/泊	_	_
※団体が30人以上であれば、大人は1人でも可。			

≪テント泊≫

<u> </u>	料金		
区分	1 1 1111	定	額利用
		対象	料金
【一部免除】	•		
幼児(年少未満)	0円	_	_
幼児(年少から年長)	300円/泊	_	_
子供(小学生から高校生)	300円/泊	_	_
大人	1,200円/泊	_	_
大学・短大等の学生利用	600円/泊	_	_
青少年団体利用	600円/泊	_	_
※利用区分が「青少年」となる団体が対象。			
要保護・準要保護世帯利用	300円/泊	_	_
※部活・サークルを含む学校利用かつ、該当する小学生~			
高校生に帯同する大人(★)が対象。			
その他、該当する世帯の就学前の子供たちに帯同する			
大人(★)も対象。			
(★):該当する世帯の大人(保護者)に限る。			
特別な配慮が必要な子供向けの活動を行う団体利用	300円/泊	_	_
※経済的に困難な子供を支援する団体や障害のある			
子供を支援する団体での利用が対象。			
※当該活動に対して自治体から公的支援を受けて			
いる場合を除く。			
※子供たちに帯同、または、子供たちの活動の下見の			
場合が対象。			

第5表

講師等宿泊室の区分	A	В	С
施設使用料	1,630円	1,220円	810円

備 考 本表は、利用者1人1回についての料金である。

第6表

つつし棟 (個室) 国立淡路青少年交流の家	地方施設名	宿泊施設名	施設使用料	
国立淡路青少年交流の家	国立由山書小年な流の宏	あかまつ棟(個室)	950円	
国立淡路青少年交流の家 D棟 (個室) 1,300円	國立十六百岁十爻机の家	つつじ棟(個室)		
D(株 (個 至)	国立※販売ル年な流の宏	C棟(個室)	1 300⊞	
D 1-47-22 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	国立次時有多年文机の家	D棟(個室)	1, 500	
国立夜須高原青少年目然の家 ドリームB棟 1,200円	国立夜須高原青少年自然の家	ドリームB棟	1,200円	

備 考 本表は、利用者1人1回についての料金である。